

令和6年4月

医療的ケア児保育の申込手順、審査基準について

(1) 相談

保護者は、入園相談係に事前に相談し、申請に必要な手続きの説明を受け、清水坂保育園の見学を行います。

保護者は、「医療的ケアを必要とするお子さんの利用申請について(ご案内)」の内容を承諾し、下記(2)以降の手続きを行います。

(2) 医療的ケア実施申請書(様式第1号)

保護者は、希望する医療的ケアの内容や対応方法を記入した「医療的ケア実施申請書」を保育課に提出します。

(3) 医療的ケアに関する主治医の意見書(様式第2号)

医師の意見書は児童の状態を把握するために使用するものです。

なお、この文書作成にかかる経費及び医療的ケア実施に関する医師の指導等の経費については、保護者の負担とします。

(4) 利用申請

医療的ケア実施申請書、医療的ケアに関する主治医の意見書等の準備が整った後、保護者は入園相談係に申請を行います。

申請内容については、保育課で保育園関係者等と情報共有します。

(5) 観察保育

保育課では、申込受付後、保育園に観察保育実施の連絡を行い、保護者と保育園で日程を調整し、所定の日時に実施します。

- ・観察保育は、基本的に7日以内で行います。
更に観察が必要な場合の期間延長は2回まで(21日以内)とします。
- ・保護者は当該児童と同伴し、観察保育を実施します。
- ・観察保育には、保育園長、担当する看護師、担任保育士、その他必要となる職員が参加します。
- ・保育園は観察保育で、必要な医療的ケア等の内容を保護者から聞き取り、保育園の施設環境における集団保育の注意点等の説明を行います。
- ・保育園は、観察保育実施の記録を作成し、保育課内で共有します。

(6) 医療的ケア審査会

前記(5)の観察保育終了後、医療的ケア児受入の判定を審査会で行います。

「医療的ケアに関する主治医の意見書」「医療的ケア実施申請書」等と観察保育の内容をもとに審査し、「医療的ケア審査会の結果について(様式第3号)」を保育課から保護者へ通知します。

【審査基準】

- ア 家庭での生活状態が安定しており、重度の基礎的疾患等がないこと。
- イ 医療的ケアが日常生活の一部として普段の家庭での生活で定着しており、保育園での医療行為の実施によって事故等が起こりにくいと主治医に判断されていること。
- ウ 次の項目にひとつでも該当するときは、集団保育を可としない。
 - ア) 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合
 - イ) 看護師による常時の容態観察や処置が必要な場合
(概ね1時間以内に1回以上の観察・処置が必要な場合)
 - ウ) 状態の変化等により集団保育に著しく影響があると判断される場合

(7) 利用調整

医療的ケア児は、清水坂保育園の3歳児から5歳児クラスの同園内2名を定員として入園相談係で入所の利用調整を実施します。

園内2名の定員を超える医療的ケア児保育の申請者がいる場合は、提出書類を基に決定した保育指数等により園内2名の定員を上限に入所を内定します。

利用調整により内定した場合、保育園は内定の連絡を受け、保護者に内定及び面接・健康診断の実施を連絡するとともに、医療的ケアを実施するための具体的な準備を開始します。

(8) 面接・健康診断

保育園が日程調整のうえ、所定の日時に保護者、児童と保育園長・担当する看護師、担任保育士等の必要な職員と面接を行います。また、入所に際して他の入所児童と同様に園医による健康診断を実施します。

(9) 医療的ケアに関する主治医の指示書(様式第4号)

保護者は主治医に対し、保育園での医療的ケアに必要な指示を依頼します。

保育園長及び担当する看護師は、主治医の指導のもと、具体的な医療的ケアの内容・方法の指示を受けます。

主治医による文書作成にかかる経費及び医療的ケア実施に関する医師の指導等の経費については、保護者の負担とします。

(10) 医療的ケアの実施計画書(様式第5号)

保育園長は、主治医の指示書を受け、保育園内で実施する医療的ケア内容に基づく具体的な配慮と対応を記載した「医療的ケアの実施計画書」を作成のうえ、保護者に説明を行い、内容を確認します。